

第3章 避難設備

第8節 避難器具

問1 避難ハッチの設置方法について。

答1 ハッチ間及びパーテーションからの距離は、600mm 以上とすること。
吊り元は、建物側とすること。(建物を見ながら降りる。)

問2 避難はしごの降下地点の表示について。

答2 路面表示又はプレートによる表示のどちらでもよいが、「吹田市開発事業の手続き等に関する条例」により設置する場合は、警防計画担当の指導に従うこと。
ただし、路面表示は 600mm 角以上とし、枠内にバツ印又は斜線を入れること。
なお、エントランス前及び芝等で路面表示ができない場合は、他の方法を協議すること。(鋳うち・インターロッキング・タイルの色換え)

問3 避難器具の設置場所について。

答3 階段から最遠の場所に設置すること。

問4 共同住宅のバルコニーに避難ハッチを設ける場合、同一バルコニーに設置しなければならないか。

答4 お見込みのとおり。隔壁を破壊する必要がある場合は、同一バルコニーとは見なさない。

問5 特定一階段等防火対象物に該当する場合の各階の避難器具について。

答5 避難器具が設置必要な階については、すべて規則第 27 条第 1 項第一号に基づくよう設置すること。